へのあらまし 創設された

度のあらまし、企業への影響等を確認します。した。本稿では、「育成就労」制度創設の背景と、新制され、「育成就労」制度を創設する改正法が公布されま2024年6月21日、従来の外国人技能実習制度が廃止

新 れ 廃 制 ま 止 Linolaパートナーズ法律事務所 代表弁護士

邦

弘

制度創設の背景

厚生労働省「育成就労制度の創設等に係る法案について」によると、日本の総人口は年間100万と、日本の総人口は年間100万と、日本の総人口は年間100万は人口の4割が高齢者になるといは人口の4割が高齢者になるといれています。また、2040年にが減少すると予測され、深刻な社会問題となっています。

へ)・特定技能外国人(約21万人) このため、技能実習生(約40万

> たいるという実態があり、特に地 方経済や地方産業においては、外 国人材が貴重な労働力になってい くことは確実であるといいます。 他方で、近隣諸国・地域(台湾、 韓国)との国際的な人材獲得競争 が激化しており、外国人材の確保 が激化しており、外国人材の確保 が困難になるおそれがあるとのこ とです。

なりました。
なりました。
なりました。
とは正が実施されることにため、法改正が実施されることにため産業を支える人材を確保する度の問題点を改善して、長期にわまりました背景から、技能実習制

育成就労制度の

入管法が改正されました(図表)。育成就労法(旧技能実習法)と、育成就労制度の創設のために、

ました。

技本改正)の改正点育成就労法(技能実習法の

育成就労制度の目的

(1)

実習生は国内企業において経済社する、とされていましたが、技能等の移転による国際貢献を目的と技能実習制度は、本国への技能

は乖離があることが指摘されてき実態があり、制度の目的と実態にための貴重な労働力となっている会の担い手として人材不足を補う

片

岡

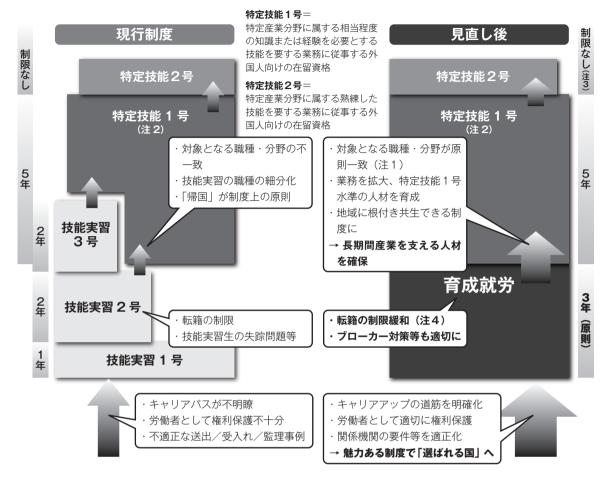
そこで、技能実習制度を発展的 に解消し、「育成就労産業分野に おいて特定技能1号水準の技能を するとともに、当該分野における するとともに、当該分野における 大材の確保」を目的とする育成就

成就労外国人の保護に関する法人の育成就労の適正な実施及び育法改正により、法律名は「外国

企業実務 2024.

8

https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/001231483.pdf *厚生労働省: 「育成就労制度の創設等に係る法案について」



- (注1) 育成就労制度の受入れ対象分野は特定産業分野 と原則一致させるが、国内での育成になじまない分野 は育成就労の対象外
- (注2) 特定技能 1 号については、「試験ルート」での在 留資格取得も可能
- (注3) 永住許可につながる場合があるところ、永住許 **可の要件を一層明確化**し、当該要件を満たさなくなっ た場合等を**永住の在留資格取消事由として追加**する

ることとされました。

- (注4) 転籍の制限緩和の内容
 - ○「**やむを得ない事情がある場合**」の転籍の範囲を拡大・明確化 するとともに、手続きを柔軟化
 - 以下を要件に、同一業務区分内での本人意向による転籍を認める
 - ·同一機関での就労が1~2年(分野ごとに設定)を超えている
 - · 技能検定試験基礎級等および一定水準以上の日本語能力に係る 試験への合格

にはなっ

ておらず

実習終了後は

技能を日 の目的

本国内で役立

てる前提

帰国すること

制度

£

0

原則

で

· 転籍先が、適切と認められる一定の要件を満たす

実習

1号

で新規で

入国 1

した。

実

際、

2 が、

8

年に

技能

14

万人)

のうち、

2

年2月 して

14日時点で62

3%

が

帰 2 4 した者

国

厚生労働省「育成就労制度の創設等に係る法案について」より引用

の定着を図る、 境整備等に取 地方公共団体も参画して受入れ環 るほ また、 育成就労産業分野および従 か、 日本語能力の 地域協議会を組織 り組むことで地域 としています。 向 上策を講

には、 らなる会議体 状況等を適切に把握 いて各分野 方針を定め、 適切に設定する、 れ対象分野、 育 成 基本方針および分野別運用 成就 労制 の受入れ人数を認定す 分野別運用方針にお :の意見を踏まえ、 度では、 受入れ見込み数を とされ、具体的 人手不足 有識者か 受 0

(2) 技能実習制 針について 基本方針および分野別運用方 (育成就労法) 度は、

じた技能移

転

であ

ったため による国 となります。 八材育成 国際貢献 修得させ が制 を通

技能実習2

技能実習制度では、

できる業務の範囲について

ができませんでした。 号移行対象職種(全9の職種165 く、特定技能1号に移行すること く、特定技能1号に移行すること

また、終了後に帰国することがまた、終了後に帰国することがあるほか、前職要件(技能実習があるほか、前職要件(技能実習があるほか、前職要件(技能実習があるほか、前職要件(技能実習があるほか、前職要件(技能実習があるほか、前職要件(技能実習があることが、帰国後、修得した技能等で要する業務への従事が予定されていること)等、「技能移転」を要する業務への従事が予定されていること)等、「技能移転」を関した。

にすることを企図しています。リアアップの道筋を描くのを容易特定技能への移行を見据えたキャ野や業務の連続性の強化により、

具体的には、原則3年間(試験 不合格など相当の理由がある場合 で特定技能1号水準の人材を育 でで特定技能1号水準の人材を育 でで特定技能1号水準の人材を育 が象分野は特定技能1号の特定産 が象分野は特定技能1号の で入れ がまるための制度とされ、受入れ がまるによっている。

限る、とされています。能を習得することが相当なものに定産業分野のうち就労を通じて技定がれるない、育成就労産業分野は特

また、技能実習制度の職種が細また、技能実習制度の職種が細限られる、という問題点もありました。そこで、育成就労制度では 従事できる業務の範囲が、特定技 能の「業務区分」や関連する業務 能の「業務区分」や関連する業務 に拡大されます。

策定することとされました。所管省庁がキャリア形成で可能にするため、業ャリア形成でするため、業

4 転籍について

性が示されています。 ない事情があるとき」という転籍 が、「失踪」 ように転籍が制限されていること びたび指摘されてきました。この る転籍の範囲も不明瞭であるとた して、「やむを得ない事情」によ 原則としてできませんでした。 に手続きを柔軟化するという方向 の範囲を拡大・明確化するととも 合もあるとの指摘がありました。 は実習中の立場のため「転籍」 そこで新制度では、「やむを得 技能実習制度では、技能実習生 3年間同一の受入れ機関 問題の原因となる場 そ は

(詳細は主務省令による)。 ものの、一定の要件の下で同一業務区分内での本人意向による転籍務区分内での本人意向による転籍務区分内での大き向による転籍のの、一定の要件の下で同一業

- 範囲で設定することては分野ごとに1年から2年の一機関での就労期間につい
- ii 技能等の水準については、技 でとに設定するA1~A2相当 が検定試験基礎級等および分野
- 施する基準を満たしていること 転籍先が育成就労を適正に実

5 関係機関の見直し

不適正な受入れ機関や監理団体による人権侵害事案についてはただががなされてきたことは関による高額な手数料徴収など、選による高額な手数料徴収など、送出しの適正に係る問題があることが指摘されてきました。

を行ない、悪質な送出し機関を排(MOC)作成国からのみ受入れまた、原則として二国間取決め

要件を適正化し、適切な受入れ

· 宝型団体(監理支援機関)の そこで、新制度では、受入れ機

育成の実現を目指します。

すとしています。 透明化等により負担の軽減を目指 のなるとともに、送出し手数料の

① 外部監査人の設置の義務化

監理団体に代わる「監理支援機 関」は、外部監査人の設置が許可 関」は、外部監査人の設置が許可 関」は、外部監査人の設置が許可 とお、監理支援機関は受入れ機関と 部接な関係を有する職員を当該受 入れ機関の業務に関わらせてはな とない、とされます。

6 その他変更点

- ① 季節性のある分野は派遣形態② 地域の実情を踏まえた取組みについて協議するため、制度所について協議するため、制度所について協議するため、制度所
- ③ 新制度施行までに技能実習生のる(例:1号→2号、2号→として入国した者については、として入国した者については、

55

促進する、としています。で入れ機関が負担した初期費用等で入れ機関が負担した初期費用等について正当な補塡がなされるよについる。分野別協議会による過いである。

☑ 入管法の改正点

おりです。
正されます。具体的には以下のと
改正するほか、入管法も大幅に改
技能実習法を育成就労法に抜本

かる規定は公布即施行)。 内に施行されます (準備行為にかなお、公布の日から原則3年以

を削役(新たな在留資格「育成就労」)

創設します。 止し、「育成就労」の在留資格を廃

また、一定基準を満たす企業の 留資格が創設されることになりま のを が国事業所職員が技能等を習得す のを また、一定基準を満たす企業の また、一定基準を満たす企業の

う 特定技能の適正化

委託先は、登録支援機関に限られ人への支援を外部委託する場合の受入れ機関が1号特定技能外国

こちもかり

③ 不法就労助長罪の厳罰化

がなければ、加されます。

在留資格を変更してただし、特段の事情

した。 問題も、たびたび指摘されてきまりた。

失踪の大きな原因となっているのが母国での借金であることは周のが母国での借金であることは周知の事実ですが、送出し機関がブ知の事実ですが、送出し機関がブローカーを利用して候補者集めをはると、ブローカーに支払う手数

(1)

長期雇用を見据えたキャリア

あると考えられます。要があり、制度上も改善が必要ではブローカーの介入を排除する必についため、失踪を減らすために

そこで、転籍仲介状況の把握や、不法就労助長罪の法定刑の引や、不法就労助長罪の法定刑の引上げ〔「3年以下の拘禁刑または500万円以下の罰金」から「5年以下の罰金」へ改正(※併科可)〕以下の罰金」へ改正(等併科可)〕以下の罰金」へ改正(を企図しています。

なおうとしています。とで、ブローカー対策を適切に行事業者の関与は認めないとするこまた、当分の間、民間職業紹介

・永住許可制度の適正化

に満たない場合等の取消事由が追永住許可要件を明確化し、基準

引き続き在留できます。

求められる対応企業への影響と

材を育成することを目的としてい育成就労は特定技能1号まで人**プランが必要に**

大キャリアプランを策定しておく での就労を想定しています。 このため、外国人にとって魅力 このため、外国人にとって魅力 いなキャリアプランを提示できる いなキャリアプランを提示できる ようにしておかないと、長期的な 外国人材の確保が困難になる可能 性があるため、長期雇用を見据え

〉 労働関係法令の遵守の重要性

必要があるでしょう。

一層増すといってよいでしょう。一層増すといってよいでしょう。 大能 1号外国人も受入れができな技能 1号外国人も受入れができな技能 1号外国人も受入れができなくなる、というリスクがありましくなる、というリスクがありました。この仕組みは育成就労制度にた。この仕組みは育成就労制度にた。 この仕組みは育成就労制度に

て重要となります。

で、外国人を受け入れる企業にお
で、外国人を受け入れる企業にお
人の受入れができなくなりますの
人があった場合であっても、外国

③ 外国人労働者への理解徹底

解し、歩み寄ることが大切です。 外国人労働者の失踪問題や技物問題などは慣れない環境からくる寂しさが原因ともいわれています。また、企業側が労働関係法令す。また、企業側が労働関係法令す。また、企業側が労働関係法令す。また、企業側が労働者とうまくコ底には、外国人労働者とうまくコミュニケーションが取れていないことが原因であると思われる事例ことが原因であると思われる事例ことが原因であると思われる事例ことが原因であると思われる事例ことが原因であるとが大切です。

* * *

度と並行することになります。省令などが策定されることになります。育成就労制度スタートからます。育成就労制度スタートからます。育成就労制度スタートから

外国人を受け入れている企業は

定技能等の外国人雇用を得意とし、監理団体・登録支援機関を強力にサポートする。かたおか くにひろ 第一東京弁護士会所属。2008年弁護士登録。技能実習・特